

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

GP	件名	規格	単位	数量	納地	履行期間
A	体育教官等部外委託 (メディカルトレーナー)	仕様書のとおり			朝霞 駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
B	体育教官等部外委託 (スポーツトレーナー)	仕様書のとおり			朝霞 駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
C	体育教官等部外委託 (メンタルトレーニング 2)	仕様書のとおり			朝霞 駐屯地	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負については防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 04・05・06 年度又は令和 07・08・09 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」が D 等級以上に格付され、競争参加地域が「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札日時及び場所

- (1) **令和 7 年 3 月 12 日 (火) 13 時 15 分**
- (2) 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、落札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、落札単価に確定発注数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名等が判別しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 入札金額は消費税込み価格とし、単価をもって決定する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約の締結

- (1) 契約締結は令和7年4月1日とする。

9 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- (2) 契約書の適用する条項
 - ア 役務請負契約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項
 - エ 単価契約に関する特約条項

10 その他

- (1) 入札参加希望者は3月10日（月） 17時00分 までに下記の連絡先に一報すること。
- (2) **官側の示す能力判定のための技術審査書を令和7年3月6日(木)13時00分までに提出すること。また、審査・承認については入札期日前までに通知する。**
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件入札においては郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 日 時： 令和7年3月14日（金） 15時30分
 - イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (6) 郵便入札により参加する場合は 3月11日（火） 17時00分 までを、再度入札については3月14日（金）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (7) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (8) 本記載事項に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当： 中尾（内線5413）
T E L：048-460-1711 F A X：03-3924-4312（直通）
- (9) 仕様書等に関する問い合わせ
連 絡 先：自衛隊体育学校第2教育課教育班 担 当： 工藤（内線4652）

調達要求番号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
品 名	体育教官等部外委託 (メディカルトレーナー)	8
		作成：令和7年2月21日
		変更：
1 総 則	適用範囲 この仕様書は、自衛隊体育学校の体育教官部外委託について適用する。	
2 体育教官部外委託に関する要求		
2. 1 一 般：	この体育教官部外委託は、体育教育の一部を部外の専門家に委託し、自衛隊体育学校の学生教育の充実を図ることを目的とする。	
2. 2 期 間：	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。 (官側の日程調整に極力そえることを基本とする。)	
2. 3 履行場所：	体育学校施設内を基準とし細部は監督官等との調整による。	
2. 4 教育対象：	自衛官（特別体育課程学生）	
2. 5 実施時間：	契約期間内で官の指定する日 年間合計864時間（各8時間単位の教育合計108回）を基準とする。細部は別紙第1「教育予定表」による。	
2. 6 体育教育の内容		
(1) 疲労回復（マッサージ・ストレッチ等）		
(2) 傷（障）害復帰（応急処置・各種治療・リハビリテーション等）		
(3) 傷（障）害予防（テーピング等）		
(4) 細部の実施内容については、官側から示す事項を教育することを基準とし、監督官等との調整による。		
2. 7 体育教官（メディカルトレーナー）は、次の要件を具備する者とする。		
(1) 欠格条項		
ア 日本国籍を有しない者		
イ 成年被後見人又は被補佐人		
ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者		
エ 法令の規定による懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者		
オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		
(2) 以下の資格のいずれかを保有しており、メディカルトレーナーとして3年以上の治療院又はスポーツ現場等での指導経験がある者		
ア AT（日本スポーツ協会：公認アスレティックトレーナー）		
イ あんまマッサージ指圧師		
ウ 柔道整復師		
エ 鍼灸師		
(3) 長期の合宿や大会への同行が可能な精神的にも体力的にもある程度の高い能力を保有しており、長時間立位を中心とした業務が実施可能な者		

2. 8 募集人員

1名

2. 9 勤務時間

1日最大8時間以内とする（細部は監督官等との調整による）。

3 保 全

3. 1 契約相手方は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に関わることを官の許可なく漏えいまたは転用してはならない。

3. 2 契約の相手方は、契約後速やかに駐屯地において定める「立入申請書」により、駐屯地への立入りについて許可を受けるものとする。

4 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定めるところにより本仕様書に基づき実施する。

5 その他

5. 1 提出書類

番号	書類名	提出期限	数量	様式
1	教育記録表	日々の作業終了後	1	別紙第2

5. 2 以下の事項は原則的に契約相手方の負担とする。

- (1) 労務災害
- (2) 交通費（合宿・大会等含む。）
- (3) 移動及び教育準備等に伴う必要な時間

5. 3 教育準備等

- (1) 教育に必要な計画（別紙第3「教育計画表」）及び資料を作成し、事前（毎月1日を基準）に教育実施責任者（第2教育課長）の承認を受ける。
- (2) 承認を受けた計画等に基づき必要の都度、教授予行を実施し、教育に臨む。

5. 4 官側における支援

契約相手は、体育教育の実施に際して監督官と調整し、可能な範囲で次の事項について便宜供与を無償で受けることができる。

- (1) 体育教育の実施場所
- (2) 体育教育の実施に必要な現有器材
- (3) その他監督官が必要と認めたもの

教育予定表

1 / 四半期教育時間

月	4					5					6					合計
日	1 ~6	7 ~13	14 ~20	21 ~27	28 ~4	5 ~11	12 ~18	19 ~25	26 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~29	30		
教育回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	—	27	
教育時間	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	24	—	216	

2 / 四半期教育時間

月	7					8					9					合計
日	1 ~6	7 ~13	14 ~20	21 ~27	28 ~3	4 ~10	11 ~17	18 ~24	25 ~31	1 ~7	8 ~14	15 ~21	22 ~28	29 ~30		
教育回数	2	2	2	3	2	1	1	2	2	2	2	2	3	1	27	
教育時間	16	16	16	24	16	8	8	16	16	16	16	16	24	8	216	

3 / 四半期教育時間

月	10					11					12					合計
日	1 ~5	6 ~12	13 ~19	20 ~26	27 ~2	3 ~9	10 ~16	17 ~23	24 ~30	1 ~7	8 ~14	15 ~21	22 ~28	29 ~31		
教育回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	—	27	
教育時間	16	16	16	16	16	16	16	16	16	24	16	16	16	—	216	

4 / 四半期教育時間

月	1					2					3					合計
日	1 ~4	5 ~11	12 ~18	19 ~25	26 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~29	30 ~31		
教育回数	—	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	1	27	
教育時間	—	16	16	16	24	16	16	16	16	24	16	16	16	8	216	

合計教育回数：108回

合計教育時間：864時間

調達要求番号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
品 名	体育教官等部外委託 (スポーツトレーナー)	9
		作成：令和7年2月21日
		変更：
<p>1 総 則</p> <p>適用範囲 この仕様書は、自衛隊体育学校の体育教官部外委託について適用する。</p> <p>2 体育教官部外委託に関する要求</p> <p>2. 1 一 般： この体育教官部外委託は、学生教育の一部を部外の専門家に委託し、自衛隊体育学校の学生教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2. 2 期 間： 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。 (官側の日程調整に極力そえる事を基本とする。)</p> <p>2. 3 履行場所： 体育学校施設内を基準とし細部は監督官等との調整による。</p> <p>2. 4 教育対象： 自衛官（特別体育課程学生）</p> <p>2. 5 実施時間： 契約期間内で官の指定する日 年間合計576時間（各8時間単位の教育合計72回）を基準とする。細部は別紙第1「教育予定表」による。</p> <p>2. 6 体育教育の内容</p> <p>(1) トレーニング指導</p> <p>(2) アスレティックリハビリテーション</p> <p>(3) スポーツ現場（合宿及び大会等含む。）での救急処置</p> <p>(4) 細部の実施内容については、官側から示す事項を教育することを基準とし、監督官等との調整による。</p> <p>2. 7 体育教官（スポーツトレーナー）は、次の要件を満たすことを基準とする。</p> <p>(1) 欠格条項</p> <p>ア 日本国籍を有しない者</p> <p>イ 成年被後見人又は被補佐人</p> <p>ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 法令の規定による懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(2) 以下の資格のいずれかを保有しており、スポーツトレーナーとして3年以上（インターン活動を除く。）の全日本レベルの男女選手への指導経験があるとともに、医師の診断結果に基づき負傷部位に対するリハビリテーションに必要なメニュー構成、指導経験がある者</p> <p>ア NATA - ATC（全米アスレティックトレーナーズ協会：アスレティックトレーナー）</p> <p>イ AT（日本スポーツ協会：公認アスレティックトレーナー）</p> <p>(3) 以下の資格のいずれかを保有しており、スポーツ選手に対して高度のストレ</p>		

ングス&コンディショニングの計画・指導及びデモンストレーションの発揮可能な者

ア NSCA - CSCS (全米ストレングス&コンディショニング協会：ストレングス&コンディショニングスペシャリスト)

イ NSCA - CPT (全米ストレングス&コンディショニング協会：パーソナルトレーナー)

(4) 長期の合宿や大会への同行が可能な精神的にも体力的にもある程度の高い能力を保有している者

2. 8 募集人員

1名

2. 9 勤務時間

1日最大8時間以内とする（細部は監督官等との調整による）。

3 保 全

3. 1 契約相手方は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に関わることを官の許可なく漏えいまたは転用してはならない。

3. 2 契約の相手方は、契約後速やかに駐屯地において定める「立入申請書」により、駐屯地への立入りについて許可を受けるものとする。

4 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定めるところにより本仕様書に基づき実施する。

5 その他

5. 1 提出書類

番号	書類名	提出期限	数量	様式
1	教育記録表	日々の作業終了後	1	別紙第2

5. 2 以下の事項は原則的に契約相手方の負担とする。

- (1) 労務災害
- (2) 交通費（合宿・大会等含む。）
- (3) 移動及び教育準備等に伴う必要な時間

5. 3 教育準備等

- (1) 教育に必要な計画（別紙第3「教育計画表」）及び資料を作成し、事前（毎月1日を基準）に教育実施責任者（第2教育課長）の承認を受ける。
- (2) 承認を受けた計画等に基づき必要の都度、教授予行を実施し、教育に臨む。

5. 4 官側における支援

契約相手は、体育教育の実施に際して監督官と調整し、可能な範囲で次の事項について便宜供与を無償で受けることができる。

- (1) 体育教育の実施場所
- (2) 体育教育の実施に必要な現有器材
- (3) その他監督官が必要と認めたもの

教育予定表

1 / 四半期教育時間

月	4					5					6					合計
日	1 ~6	7 ~13	14 ~20	21 ~27	28 ~4	5 ~11	12 ~18	19 ~25	26 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~29	30		
教育回数	2	1	2	2	—	—	1	2	2	2	1	2	1	—	18	
教育時間	16	8	16	16	—	—	8	16	16	16	8	16	8	—	144	

2 / 四半期教育時間

月	7					8					9					合計
日	1 ~6	7 ~13	14 ~20	21 ~27	28 ~3	4 ~10	11 ~17	18 ~24	25 ~31	1 ~7	8 ~14	15 ~21	22 ~28	29 ~30		
教育回数	2	1	2	2	1	—	—	2	2	2	1	2	1	—	18	
教育時間	16	8	16	16	8	—	—	16	16	16	8	16	8	—	144	

3 / 四半期教育時間

月	10					11					12					合計
日	1 ~5	6 ~12	13 ~19	20 ~26	27 ~2	3 ~9	10 ~16	17 ~23	24 ~30	1 ~7	8 ~14	15 ~21	22 ~28	29 ~31		
教育回数	2	1	2	2	1	1	1	2	1	2	1	2	—	—	18	
教育時間	16	8	16	16	8	8	8	16	8	16	8	16	—	—	144	

4 / 四半期教育時間

月	1					2					3					合計
日	1 ~4	5 ~11	12 ~18	19 ~25	26 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~29	30 ~31		
教育回数	—	—	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	1	—	18	
教育時間	—	—	16	16	8	8	16	16	16	16	8	16	8	—	144	

合計教育回数：72回

合計教育時間：576時間

調達要求番号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
品 名	体育教官等部外委託 (メンタルトレーニング2)	1 1
		作成：令和7年2月21日
		変更：
1 総 則	適用範囲 この仕様書は、自衛隊体育学校の体育教官部外委託について適用する。	
2 体育教官部外委託に関する要求	体育教官部外委託に関する要求	
2. 1 一 般	この体育教官部外委託は、体育教育の一部を部外の専門家に委託し、自衛隊体育学校の体育教育の充実を図ることを目的とする。	
2. 2 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。 (官側の日程調整に極力そえることを基本とする。)	
2. 3 履行場所	自衛隊体育学校	
2. 4 教育対象	自衛官（特別体育課程学生等）	
2. 5 実施時間	契約期間内で官の指定する日 年間合計576時間（各8時間単位の教育合計72回）を基準とする。細部は別紙第1「教育予定表」による。	
2. 6 体育教育の内容	(1) 特別体育課程学生等に対するメンタル教育 (2) 理論、実技及び指導法 (3) 細部の教育内容については、官側から示す事項を教育することを基準とし、監督官等との調整による。	
2. 7 体育教官は、次の要件を具備する者とする。	(1) 欠格条項 ア 日本国籍を有しない者 イ 成年被後見人又は被補佐人 ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 法令の規定による懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (2) 国際応用スポーツ心理学会の会員又はその監督下にある者 (3) 以下の資格を保有しており、メンタルトレーナーとして日本代表選手に対し、スポーツ現場で3年以上の指導経験がある者 ア 公認心理士 イ 臨床心理士 ウ スポーツメンタルトレーニング指導士	
2. 8 募集人員	1名	

2. 9 勤務時間

1日最大8時間以内とする（細部は監督官等との調整による）。

3 保 全

3. 1 契約相手方は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に関わることを官の許可なく漏えいまたは転用してはならない。

3. 2 契約の相手方は、契約後速やかに駐屯地において定める「立入申請書」により、駐屯地への立入りについて許可を受けるものとする。

4 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定めるところにより本仕様書に基づき実施する。

5 その他

5. 1 提出書類

番号	書類名	提出期限	数量	様式
1	教育記録表	日々の作業終了後	1	別紙第2

5. 2 以下の事項は原則的に契約相手方の負担とする。

- (1) 労務災害
- (2) 交通費
- (3) 移動及び教育準備等に伴う必要な時間

5. 3 教育準備等

- (1) 教育に必要な計画（別紙第3「教育計画表」）及び資料を作成し事前に教育実施責任者（第2教育課長）の承認を受ける。
- (2) 承認を受けた計画等に基づき教授予行を実施し、教育に臨む。

5. 4 官側における支援

契約相手は、体育教育の実施に際して監督官と調整し、可能な範囲で次の事項について便宜供与を無償で受けることができる。

- (1) 体育教育の実施場所
- (2) 体育教育の実施に必要な現有器材
- (3) その他監督官が必要と認めたもの

教育予定表

1 / 四半期教育時間

月	4					5					6					合計
日	1 ~6	7 ~13	14 ~20	21 ~27	28 ~4	5 ~11	12 ~18	19 ~25	26 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~29	30		
教育回数	2	1	2	2	—	—	1	2	2	2	1	2	1	—	18	
教育時間	16	8	16	16	—	—	8	16	16	16	8	16	8	—	144	

2 / 四半期教育時間

月	7					8					9					合計
日	1 ~6	7 ~13	14 ~20	21 ~27	28 ~3	4 ~10	11 ~17	18 ~24	25 ~31	1 ~7	8 ~14	15 ~21	22 ~28	29 ~30		
教育回数	2	1	2	2	1	—	—	2	2	2	1	2	1	—	18	
教育時間	16	8	16	16	8	—	—	16	16	16	8	16	8	—	144	

3 / 四半期教育時間

月	10					11					12					合計
日	1 ~5	6 ~12	13 ~19	20 ~26	27 ~2	3 ~9	10 ~16	17 ~23	24 ~30	1 ~7	8 ~14	15 ~21	22 ~28	29 ~31		
教育回数	2	1	2	2	1	1	1	2	1	2	1	2	—	—	18	
教育時間	16	8	16	16	8	8	8	16	8	16	8	16	—	—	144	

4 / 四半期教育時間

月	1					2					3					合計
日	1 ~4	5 ~11	12 ~18	19 ~25	26 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~1	2 ~8	9 ~15	16 ~22	23 ~29	30 ~31		
教育回数	—	—	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	1	—	18	
教育時間	—	—	16	16	8	8	16	16	16	16	8	16	8	—	144	

合計教育回数：72回

合計教育時間：576時間

